

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(号外⑮)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成31年1月31日

見守り 新鮮情報

近所に**スポーツジム**がオープンし、**新規入会キャンペーン**が行われていたので、**割引料金**で申し込みをした。ジムでマシンを使って運動したところ、膝が

痛くなってしまった。自分には**負荷が大きすぎ**ると思い、**退会**を申し出ると「**キャンペーン価格**で入会した場合、半年間は**やめられない**。やめる場合は半年分の会費に相当する**違約金**を支払わなければならない」と言われた。

(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

退会するのに**違約金!** キャンペーン価格で入会した**ジム**

ひとこと 助言

説明して
もらおう



見守るくん

- スポーツジム等、店舗で交わした契約は原則クーリング・オフ出来ません。
- 契約する際は、契約書面や規約を必ず読み、施設の利用方法や退会の手続き、解約時の料金精算方法等を確認しましょう。確認の際、分からないことはスタッフに十分に説明してもらいましょう。
- 特にキャンペーン等で入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、その条件として、一定の期間解約が出来なかったり、中途解約すると違約金等を請求されたりすることがあるので注意しましょう。
- 入会后、健康状態等により通うことが困難になる場合もあります。事前に家族や周囲の人に相談することも大切です。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第327号(2019年1月29日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、**祝日** 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)